



山形県公報

令和2年8月21日(金)
第131号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会臨時会の招集……………(財政課)…879
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産振興課)…同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課)…同
- 同……………(同)…880
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河川課)…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会8月定例会の招集……………881

公 告

- 令和2年度クリーニング師試験の実施……………(食品安全衛生課)…同

告 示

山形県告示第603号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、次の事件を付議するため山形県議会臨時会を令和2年8月31日山形市に招集する。

令和2年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

令和2年度山形県一般会計補正予算(第5号)について

山形県告示第604号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和2年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	山形市大字中野字的場936番地	令和2.8.3

山形県告示第605号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営川西東部地区土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営川西東部地区土地改良事業計画書（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））の写し
- 2 縦覧に供する場所
川西町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年8月21日から同年9月18日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営川樋地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営川樋地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
南陽市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和2年8月21日から同年9月18日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第607号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和2年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系犬川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和2年8月13日

- 3 廃川敷地等の位置
東置賜郡川西町大字小松字千刈田670番3
東置賜郡川西町大字小松字八反田3636番1
東置賜郡川西町大字小松字八反田3636番2
東置賜郡川西町大字小松字八反田3636番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 207.07㎡

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第11号

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

令和2年8月21日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和2年8月24日（月）午後3時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員会
- 3 議 題
- (1) 山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和3年度使用教科用図書の採択について
- (2) 特別支援学校の校舎等整備計画について
- (3) 令和3年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集について
- (4) 令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針の決定について
- (5) 山形県いじめ問題審議会委員の任命に係る臨時専決処理の承認について
- (6) 令和3年度山形県公立学校教職員人事異動方針について
- (7) 教職員の人事について

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和2年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和2年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学 科 試 験	令和2年11月18日（水） 午前10時から午前11時30分まで	山形市松波二丁目8番1号 山形県庁
実 技 試 験	同 午後0時50分から	同 上

2 受験手続

受験願書を令和2年9月23日（水）から同年10月14日（水）までの間に、県内居住者にあつては最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）に、県外居住者にあつては山形県防災くらし安心部食品安全衛生課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、令和2年10月14日（水）までの消印のあるものに限って受け付ける。）。

3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）又は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2329）に問い合わせること。